

資産除去債務に関する会計基準

ASBJから「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」が公表されました。

平成22年4月1日以後
開始する事業年度から
適用(早期適用可)

・資産除去債務とは
有形固定資産の取得、建設、開発、又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう(3項)。

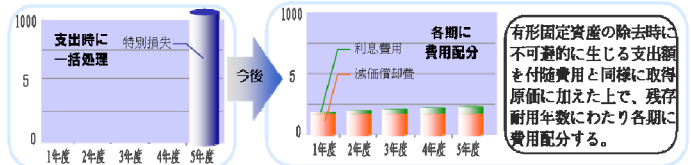
資産除去債務と対応する除去費用の会計処理

4項	資産除去債務の負債計上	有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生したときに負債として計上	①
6項	資産除去債務の測定	発生時に有形固定資産の除去に要する割引前の将来CFを見積り、割引後の金額(割引価値)で算定	
7項	除去費用の資産計上	資産除去債務の計上時に対応する除去費用に関連する有形固定資産の帳簿価額に加算	①
	除去費用の配分	減価償却を通じて耐用年数にわたり、各期に費用配分	②
9項	時の経過による調整額の処理	期首の資産除去債務の帳簿価額に割引率を乗じて算定し、発生時の費用として処理	

1 資産負債の両建処理



2 費用配分



《資産除去債務の会計処理〔説例〕》

説例

- X1年4月1日に設備A(営業用資産)を取得、使用開始
- 取得時の支出額 10,000
- 設備A使用後に除去する法的義務あり
- 設備A除去時の支出見積 1,000 (実際 1,050)
- 耐用年数5年、残存価額0、定額法により減価償却
- 資産除去債務は取得時のみに発生
- 割引率 3.0%

仕訳(現行)

(1) X1年4月1日 設備Aの取得

有形固定資産	10,000	現金預金	10,000
--------	--------	------	--------

(2) X2年3月31日 設備Aの減価償却

減価償却費	2,000	減価償却累計額	2,000
-------	-------	---------	-------

(3) X6年3月31日 設備Aの除去及び特別損失の計上

減価償却費累計額	10,000	有形固定資産	10,000
特別損失	1,050	現金預金	1,050

仕訳(今後)

※スケジュール

返済日	有形固定資産の簿価	減価償却費	債務額	利息費用
X1年4月1日	10,863(*1)	—	863(*2)	—
X2年3月31日	8,690	2,173(*4)	889	26(*3)
X3年3月31日	6,517	2,173(*4)	916	27
X4年3月31日	4,344	2,173	943	27
X5年3月31日	2,171	2,173	971	28
X6年3月31日	0	2,171	1,000	29
合計	—	10,863	1,000	137

X1年4月1日 設備Aの取得及び関連する除去債務の計上

有形固定資産	10,863(*1)	現金預金	10,000
		資産除去債務	863(*2)

(*1) 取得時の支出額10,000+863=10,863 (*2) 将来CF見解額1,000÷(1.03)⁵=863

X2年3月31日

①時の経過による資産除去債務の増加

利息費用	26(*3)	資産除去債務	26
------	--------	--------	----

(*3) X1年4月1日における資産除去債務863×3.0%=26

②設備Aと資産計上した除去費用の減価償却

減価償却費	2,173(*4)	減価償却累計額	2,173
-------	-----------	---------	-------

(*4) 設備Aの減価償却費10,000÷5+除去費用資産計上額863÷5年=2,173

X6年3月31日 設備Aの除去及び資産除去債務の履行

減価償却累計額	10,863	有形固定資産	10,863(*1)
資産除去債務	1,000(*5)	現金預金	1,050
履行差額	50		

(*5) X6年3月31日における資産除去債務863(*2)+26(*3)+27+27+28+29=1,000

開示

貸借対照表	資産除去債務は「資産除去債務」等適切な科目名で表示、流動固定分類は one year rule (12項)
損益計算書	・除去費用に係る費用配分額と時の経過による調整は減価償却費と同じ区分に計上(13項14項) ・資産除去債務と実際の支出額との差額は除去費用の費用配分額と同じ区分に計上(15項)
注記	資産除去債務に関する開示、金額を合理的に見積もることができない場合の開示(16項)
キャッシュ・フロー計算書	・資産除去債務の履行に伴う支出額は「投資活動によるキャッシュ・フロー」に記載 ・重要な資産除去債務計上時には「重要な非資金取引」として注記
四半期財務諸表の注記	・資産除去債務が前年度末と比較して著しく変動している場合の注記 ・会計基準適用開始に伴う注記

・税務との

資産除去債務については、今後の税制改正で対応が求められている。債務確定主義を採用している法人税法においては、将来の有形固定資産の除去費用は実際の除去行為が行われていないため、債務が確定しているとはみなされず損金算入は認められない。そのため、法人税法上別段の定めを設け、会計上適切に計上された資産除去債務に係る費用につき損金に算入することが、平成21年度税制改正要望事項に挙げられている。

(留意事項) 掲載内容は、掲載時点における情報であり、その後の法令等の改正によっては、実際の取扱いが掲載内容とは異なるおそれがあることをご理解下さい。